

令 6 香南市監査委員告示第 1 号

令和 5 年 12 月 27 日付け 05 香南監委発第 39 号、令 5 香南市監査委員告示第 10 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び香南市監査基準第 17 条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 6 年 2 月 14 日

香南市監査委員	有岡 正博
同	安岡 敬子
同	片山 透

令和5年度の定期監査（契約・指定管理者関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 契約内容の妥当性について<上下水道課>	
<p>農業集落排水処理施設維持管理委託業務について、5施設の委託契約を行っているが、その業務内容は、実施設計書と契約相手方の見積書で大きく異なっており、契約は相手方の見積内容に基づき締結されていた。</p> <p>本市の実実施設計書では、直接業務費における点検作業の費用を準備・片付け作業の費用より多く積算していたところ、相手方の見積書ではその逆になっていた。そして、1施設が該当する真空弁点検及び緊急対応の費用は、相手方の見積書が実施設計書より非常に安価となっていた。</p> <p>維持管理委託業務において、見積書の点検作業費が本市の実実施設計書より安価になることに不安が生じる。また、実施設計上必要と考える点検回数と、実際に行われる点検回数が大きく異なるのであれば、実施設計を見直す余地が生じる。</p> <p>契約とは、当事者間の意思の合致で成立するものである。契約の当事者双方が必要と考える内容・仕様に乖離がある場合には、契約の本来目的を果たすため、当事者が共同して契約内容・仕様について十分に精査・協議したうえで、契約を締結すべきである。</p>	<p>農業集落排水処理施設維持管理委託業務について、実施設計書と契約の相手方からの見積書では、金額や内訳に大きな違いが見られ、当事者双方の考える施設管理の内容や点検回数などに乖離がある場合は、見直しや協議が必要である旨の指摘を受けたものであるが、契約書では、共通仕様書および特記仕様書を添付し交わしているため、契約時における考え方に相違はないと考えています。</p> <p>農業集落排水処理施設維持管理に関しては、実施設計を作成するための基準書が無いため、上下水道課では類似施設として公共下水道事業における維持管理積算基準要領を参考に実施設計を作成しており、契約の相手方はこれまでの実績や経験を基に適正に施設の維持管理ができる見積額を作成していることから、金額や内訳に違いがみられています。</p> <p>現在まで、維持管理業務の遂行に支障やトラブルは発生しておりませんが、目的である施設的良好な維持管理の遂行について、再検討を行い、適切な実施設計書ならびに仕様書となるよう努めてまいります。</p>

(2) 契約関係書類の不備について<生涯学習課>	
<p>今回の監査資料として提出された工事契約関係書類の中に、見積依頼の回議書、設計書、参考見積、予定価格調書、見積記録、見積結果通知書（写）、検査結果通知（写）が見当たらないため、担当課に提出を求めたが、これらの書類を確認することができなかった。</p> <p>当該書類は、契約事務処理上、必ず作成・保管しなくてはならない書類であるため、作成されていないことはあり得ない。しかし、書類の保管が適正になされていないければ、その契約行為に対して疑念を抱かぬない。</p> <p>契約関係書類の保存年限は10年であり、その間に開示請求があれば、情報公開に対応できない。</p> <p>自治体職員として契約事務の公平・公正・透明性を図り、説明責任が果たせるように適正な職務の遂行を徹底されたい。</p>	<p>関係書類の不備について、関係資料等が誤って別綴されていないか執務室内の再確認を行い、設計書、参考見積、見積依頼の回議書、予定価格調書、見積記録、見積もり結果通知書（写）については見つけ出し、関係書類に綴じ直し、現在は保管・保存しております。</p> <p>また、検査結果通知書（写）については、システム上で作成されていることから、控えを取ることを失念したものと思われ、新たにシステムにて関係書類を打ち出し、保管・保存しております。</p> <p>今回、確認が不十分で関係書類の提出が間に合わず、大変ご迷惑をお掛けしたことは反省しております。</p> <p>今後は、関係書類の保管・保全の徹底について適正に行うよう職員に周知いたしました。</p>
(3) 保育所園庭フェンス改修工事・園庭門扉改修工事について<こども課>	
<p>本件は、同一保育所における園庭フェンス改修工事と園庭門扉改修工事を2件の工事として契約したものである。</p> <p>これらを別工事とした理由は、近隣住民からの要望である樹木伐採を急ぐため、フェンス改修工事を最優先で行う予定としていたこと、また、フェンスは加工、門扉は交換という別形態の工事であると認識していたというものであった。</p> <p>しかし、別工事として発注していたが、資材高騰や確実な納品時期などの事情を検討した結果、同じ工期で行われていた。</p> <p>発注経過を考慮すると、別工事として契約したことについては一定の理解はでき</p>	<p>保育所園庭フェンス改修工事・園庭門扉改修工事の契約事務につきましては、発注にあたり様々な理由はあったものの、改修する構造物の性質、発注及び工事時期、工事書類において分割発注が疑われる契約となりました。</p> <p>今回のように、早急に発注する必要のある案件につきましては、契約等審議会の開催まで時間がない場合は事前に契約担当課に専決の相談をし、適切な契約事務を行う必要がありました。</p> <p>指摘を受けまして課内全職員に適正な契約事務を行うよう、再度契約事務に関するマニュアルの確認を行うよう周知徹底しまし</p>

<p>るものの、2件の工事の実施設計書日付、見積依頼起案日及び見積依頼日は同日であり、見積依頼も同じ3事業者に行っていることから、客観的に分割発注と捉えられる。また、2件の工事は同じ事業者が受注しており、工事写真を見ると、同じ写真を各工事のものとして提出している。さらに、フェンスと門扉は園庭を囲む一体の構造物であると見受けられ、工事自体は同時に行っており、分割する理由が希薄である。</p> <p>当該契約は、当初から一般競争入札を回避するために分割したものではないが、結果として分割発注を疑われる契約になっている。</p> <p>なお、本件担当者は、昨年度の本監査結果報告書による同課への指摘を受けて、監査委員に対し、本件は設計段階から別工事として調達手続を開始し、物価高騰などの諸事情により同時期での工事となった旨を説明している。</p> <p>契約事務に関わる職員は、法令遵守の意識を強く持ち、疑念を抱かれることのない事務処理を行うとともに、各担当課は、複数職員によるチェック体制を構築し、組織として適正な調達手続を実施されたい。</p>	<p>た。</p> <p>今後につきましては課内全体で契約事務を再確認し、適正な契約締結の遂行に努めてまいります。</p>
---	---

2 指定管理者関係<商工観光課>

<p>指定管理者に対し、第2直販所・共同加工施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿について検査・確認し、条例及び協定書に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。</p> <p>また、担当課に対しては、指定管理者への指導監督が適切になされているかについて監査を実施した。</p>	<p>①事業計画書及び業務報告書における決裁について</p> <p>事業計画書においては、年度協定を締結する際に添付する書類として提出を求めており、年度協定を締結する回議の際に確認し、決裁している。また、業務報告書においては、事業評価を行うにあたり、必要書類であることから事業ヒアリング実施までに提出を求め、事業ヒアリングの中で内容を確認し、事</p>
--	--

<p>指定管理者における出納及びその他関連事務並びに担当課の指導状況について監査した結果、一部不十分な点が見受けられた。</p> <p>第2直販所・共同加工施設の管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第20条第1項では「受注者は、毎年度発注者が指定する期日までに業務計画書を提出し、発注者の確認を得なければならない。」と規定されており、同第21条第1項では事業報告書についても受注者からの提出と発注者の確認が必要である旨、規定されている。</p> <p>担当課は、指定管理者に対し、香南市直販所・共同加工施設の設置及び管理に関する条例(以下「設置及び管理に関する条例」という。)及び基本協定書に基づく適正な業務計画書及び業務報告書の提出を指導しなければならず、それらについて決裁を受ける必要がある。</p> <p>しかしながら、書類の提出を受けた後、回議書による決裁がなされていないため、担当課が内容を審査し、適正であるかを確認しているのか不明である。</p> <p>また、第2直販所・共同加工施設は、指定管理者と施設の利用者が同一であることから、設置及び管理に関する条例第5条に規定する「指定管理者が行う業務」及び基本協定書第8条に規定する「本業務の範囲」についての履行確認が書面のみでは困難であると見受けられ、これらについても確認しているのか疑問である。</p> <p>担当課は、指定管理者の現状を十分に把握し、協定書や関係法令に基づいて適正な履行がなされているかを確認するとともに、必要であれば条例等の改正を行うなど、指定管理者と協議をしたうえで、目的</p>	<p>業評価シートを香南市指定管理者選定委員会又は香南市指定管理者制度導入施設事業評価委員会の事務局である契約管財課へ提出する回議の際に確認し、決裁している。今後、回議書の伺い文に事業計画書及び業務報告書についての確認も含まれることを記載する。</p> <p>②利用許可等の履行確認について</p> <p>利用許可等の履行確認は、業務報告書及び決算書、事業ヒアリングにて確認を行っている。業務報告書に項目を設け、記載するよう指定管理者に指導していく。</p> <p>③指定管理者の現状について</p> <p>現在までに香南市直販所・共同加工施設の設置及び管理に関する条例第5条第1号及び第2号に該当する事案はなく、指定管理者募集においても同条第4号に該当する内容を応募者の提案により民間の柔軟な発想とノウハウやサービスを活用し、効果的な管理運営の推進を図っており、指定管理者が施設で運営することを前提としているため、現状に則した業務の範囲になるよう指定管理者と協議しながら同条例及び同条例施行規則の改正を検討する。</p>
--	---

を達成するための現状に則した管理運営 に努められたい。	
--------------------------------	--